



白石・越河・大鷹沢・深谷地区で 白石市まちづくり交付金の2次募集を行います！

各地区の目標である「まちづくり宣言」の実現を支援する「白石市まちづくり交付金事業」について、地区ごとの限度額に残額がある4地区の2次募集を行います。

対象は、本年9月1日以降に実施し2月末までに終了する事業で、他の補助金などを受けていない、地域資源を活かした事業や地域コミュニティの活性化が図られる事業などです。地域の特性を活かした「市民が主役のまち」を実現するために、ぜひご活用ください。

●対象団体

まちづくり協議会などのほか、市内に活動拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。
※政治・宗教活動または営利を目的としていないこと。

●交付対象経費

講師への謝金・旅費、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、会議費（食料費を除く）、旅費など
※団体運営にかかわる経費（人件費を含む）、食料費、汎用性のある事務用品やキャビネットなどの備品関係費（パソコン、コピー機、机、イスなど）は対象外です。

●申請は地区ごとに各公民館へ

交付を希望する団体は、申請書や事業計画書、収支予算書などの書類一式（表1）を各提出先（表2）あてに7月6日（金）まで提出してください。

各まちづくり協議会などは、申請のあった事業が各地区の「まちづくり宣言」の推進が図られ、住民参加による地域づくり事業であるかを確認した上で、生涯学習課まで申請書などを提出してください。

【表1】申請に必要な提出書類一覧

書類内容	
1	申請書（様式第1号）
2	申請する事業の事業計画書（別紙1）
3	申請する事業の収支予算書（別紙2）
4	事業内容・購入物などの説明書類（パンフレットなど、コピー可）
5	事業の見積書（コピー可）
6	写真（4に関連する現地・現状などの写真）
7	周辺住宅地図（事業実施予定場所または備品管理予定場所を明示したもの）
8	物品管理運営規程（交付対象となる備品購入の場合）
9	団体会則・規約など（会員名簿も添付）
10	団体の活動状況説明書（総会資料など）
11	団体全体の最新の収支予算書と決算書
12	その他事業内容の説明補足資料

※提出書類の1～3は指定の様式。申請を希望する団体は、事前に連絡後、各公民館で受け取ってください。
※9は新規申請団体または会則などが変更になった団体のみ提出してください。

【表2】提出先

地区	申請場所	電話番号
白石	生涯学習課（中央公民館内） 自治会連合会白石支部事務局代行	22-1343
越河	越河公民館内 越河地域振興会	28-2101
大鷹沢	大鷹沢公民館内 大鷹沢まちづくり振興協議会	25-2711
深谷	深谷公民館内 白石市深谷公民館運営委員会	24-4540

※限度額の残額は地区ごとに異なります。申請方法や残額など詳細については、お問い合わせください。

営業職員の助言に従ったのに、告知義務違反なんて！

◎医療保険

保険に加入するとき、「椎間板ヘルニアの持病がある」と営業職員に言ったが、「黙っていた方がよい」と言われたので、告知書には書かないで、ガン特約をつけて医療保険に加入した。

その後ガンで入院し給付金を請求したところ、ガンの給付金は払うが、告知義務違反があるので、医療保険は解約すると言われた。

●アドバイス

告知義務違反で契約解除に…
●この事例は、営業職員に言われたとはいえ、椎間板ヘルニアの病歴を隠して医療保険

に加入したことが保険会社に分かり、「告知義務違反」に問われたものです。保険は相互扶助、「正しい」告知が必要です。健康な人とそうでない人が同じ条件で契約すると、契約者間に不公平が生まれます。

これを避けるため、保険会社は申込人が提出した告知書に基づいて契約を引き受けるかどうか決めます。申込人は、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などの重要事項について、保険会社にありのままに答える義務を負っています。

告知義務違反があった場合
※契約（責任開始期）から2年

以内であれば、保険会社は契約を解除できる。この場合は原則として保険解約返戻金相当額が返金されます。
※告知義務違反が重大な場合は、契約時期にかかわらず契約は無効となり、解約返戻金もありません。

◎ワンポイント

営業職員には「告知受領権」がありません。
保険に入ろうとする人は、保険会社や保険会社が指定した医師に告知をする必要があります。営業職員に体調や既往症を告げても告知したことになりません。わからないことは直接保険会社へ。

Monthly Consultation

定例相談

相談種別	日時	会場	電話
人権擁護 行政 無料法律 農家 こころの相談 健康相談	6月15日（金）	10:00～15:00 市役所2階 第2会議室	生活環境課 ☎22-1314
		10:00～15:00 市役所3階 第3会議室	
	6月8日（金）	10:00～12:00 農林振興センター	農業委員会 ☎22-1256
	6月6日（水）	13:30～16:30 健康センター（要予約）	健康推進課 ☎22-1362
	6月26日（火）	14:00～16:00	
障がい者	6月13日（水）	13:00～15:00 市役所3階 第3会議室	福祉課 ☎22-1400
補聴器巡回 サービス	・リオン：6月8日（金）・22日（金） ・ブルーム（旧ワイテックス）：6月26日（火）	13:00～14:00 市役所1階 東側和室	リオン ☎0224-52-2551 ブルーム ☎022-267-3435

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談 （アライン）	いじめ相談窓口（市役所4階 教育委員会内） i-line@city.shiroishi.miyagi.jp 【24時間メール受け付け】 ※電話相談（☎22-1350）も実施しています（毎週月～金 8:30～16:30）。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月～金 8:30～16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談 （事前連絡必要）	①地域包括支援センター（総合福祉センター内）：☎22-1466 毎週月～金 8:30～17:15 ②在宅介護支援センター茶園：☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮：☎24-5222 ②③は24時間電話受付しています。
生活困窮者 自立支援相談	社会福祉協議会（総合福祉センター内） 毎週月～金 8:30～17:15 ☎22-2130
青少年相談	青少年相談センター（市役所4階） 毎週月・火・木・金 8:30～16:30 ☎22-1342（内線445）
消費生活相談	消費生活相談室（市役所1階生活環境課内） 毎週月・水・金 9:00～16:00 ☎22-0783
DV・セクハラ相談 （事前連絡必要）	男女共同参画相談支援センター（ふれあいプラザ内） 毎週月・水・木・金 8:30～16:30 ☎22-6035※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター【24時間電話受け付け】 平日：☎0224-51-5361 夜間・休日：☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内（大河原町）。平日は福祉課（☎22-1400）でも受け付けています。